

「北海道の食」ブランド キャッチフレーズ・ロゴマーク
デザインマニュアル

北海道

2020年1月24日

北海道の食のブランディングを図るためのロゴマーク（「食絶景北海道」及びロゴタイプ）を使用するには次の事項に基づき、取り扱い願います。

第1 当該ロゴを使用する場合は、事前に「使用届出書」（別紙様式1）を提出してください。
届出に際しては、下記の書類を添付してください。

- (1) 使用デザイン案
- (2) 定款、会社概要など事業内容や活動内容がわかる資料

※届出内容を変更する場合もその都度、使用デザイン案を添えて提出してください。

第2 販売目的の商品については、商品自体やその容器・包装等にはロゴは使用できません。

第3 このロゴは、道産品や道の推奨品であることを示すマークではありません。

第4 ロゴの使用に当たっては、次の事項を遵守してください。

- (1) 定められた規格からデザインを選択するものとし、その一部のみの使用、他の図形や文字と組み合わせて使用することはできません。
- (2) ロゴの形状、配列、間隔や色調などは加工しないでください。
- (3) ロゴの天地1/6を保護エリアとし、周囲に文字や図形が配置されている場合、又は背景が複雑なパターンや濃い色の場合は、保護エリアの空間を設けてください。
- (4) 濃い配色を背景に使用する場合など、ロゴマークが見えにくい時は、白色（白抜き）のネガティブ表示としてください。
- (5) 大きさは任意とし、縦横比は変更しないでください。
ロゴの最小使用は横配列の場合は27mm、縦配列の場合は33mmとします。
*横 27~23mm までは極小タイプを使用（最小サイズ 23mm まで）
*タテ 33~27mm までは極小タイプを使用（最小サイズ 27mm まで）
- (6) 北海道のイメージアップが図られるよう努めてください。

第5 次の場合は、ロゴを使用することができません。

- (1) 北海道の信用又は品位を害すると認められる場合
- (2) 消費者の利益を害すると認められる場合
- (3) 特定の政治活動（選挙運動を含む）や宗教活動に関すると認められる場合
- (4) 法令や公序良俗に反すると認められる場合
- (5) ロゴの基本デザイン及び基本セットパターンに適合していないと認められる場合
- (6) 前各号のほか、北海道が適当でないとして認められた場合。

第6 ロゴの基本デザイン、基本表記及び推奨デザインは次のとおりです。

- ・基本デザイン（PDF）
*オフィシャルな表現として使用されます。
- ・サブグラフィック（PDF）
*よりグラフィカルな表現を使用したい場合、こちらのタイプを選択することが可能です。
(令和2年1月27日施行)

※この使用マニュアルは北海道のイメージアップを図るためのキャッチフレーズ、ロゴマーク等使用要領に基づき作成しています。

食絶景北海道



食
絶
景
北
海
道

食絶景北海道

食
絶
景
北
海
道

北
海
道
食
絶
景

食
絶
景
北
海
道



北
海
道
食
絶
景



北
海
道
食
絶
景



食
絶
景
北
海
道



FOODIE ISLAND
HOKKAIDO



FOODIE ISLAND
HOKKAIDO



FOODIE ISLAND
HOKKAIDO



FOODIE ISLAND
HOKKAIDO



食絶景北海道



食
絶
景
北
海
道

食絶景北海道

食
絶
景
北
海
道

北
海
道
食
絶
景

食
絶
景
北
海
道



北
海
道
食
絶
景



北
海
道
食
絶
景



食
絶
景
北
海
道



食絶景北海道



食絶景北海道
FOODIE ISLAND HOKKAIDO

北海道絶景



北海道絶景
FOODIE ISLAND HOKKAIDO

食絶景北海道



食絶景北海道

食絶景北海道

食絶景北海道

北海道絶景



FOODIE ISLAND HOKKAIDO



FOODIE ISLAND HOKKAIDO

